



# 長野県報

12月3日(木)  
平成27年  
(2015年)  
第2730号

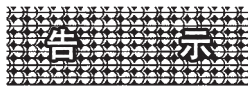
## 目次

### 告示

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(生活排水課).....	1
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課).....	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課).....	4
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課).....	5
建設業法に基づく処分(建設政策課).....	6
企画提案公募(プロポーザル)(こども・家庭課).....	6



## 告示

### 長野県告示第550号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
茅野都市計画下水道  
白樺湖特定環境保全公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域  
平成2年長野県告示第738号の土地の区域を変更する。
- 3 縦覧場所  
長野県環境部生活排水課、茅野市役所、北佐久郡立科町役場

生活排水課

### 長野県告示第551号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部 守一

茅野市金沢字頭殿沢2850番1

産業立地・経営支援課

### 長野県告示第552号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
塩尻市大字洗馬字寿い奈沢3902、3903のイの1、3903のイの2、字スイナ沢3904の1から3904の3まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寿い奈沢3903のイの1(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第553号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
 上伊那郡中川村大草7379の39・7379の40(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第554号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
 上伊那郡中川村大草2599の1、2601
- 2 指定の目的  
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第555号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
 下伊那郡根羽村3016の6、3016の60、3016の90、3016の111、3016の294、3016の300
- 2 指定の目的  
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第556号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 飯山市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第557号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安曇野市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第558号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡南箕輪村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第559号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埴科郡坂城町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第560号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成27年12月1日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
佐久市長 柳田 清二	佐久市中込3056	佐久市中込3056 佐久市役所 会計課

会計課

## 長野県上田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年12月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月3日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 144号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市真田町長字宮浦1061番1地先から 上田市真田町長字宮浦1026番4地先まで	旧	10.0~16.0 m	0.1000 km
同 上	新	10.0~14.0	0.1000

道路管理課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年11月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ワンタイム
- 3 代表者の氏名  
渋澤 一郎
- 4 主たる事務所の所在地  
上高井郡小布施町大字小布施851番地の7の2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、カナダミッション（カナダ聖公会の宣教師団）の志に習い、地域社会及びその他助けを必要としている人々に対して、歴史・理念伝承事業、環境・交流事業、海外医療協力・被災地支援事業を行うことにより、健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年11月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人八ヶ岳南麓まちづくり会議
- 3 代表者の氏名  
佐久 祐司
- 4 主たる事務所の所在地  
諏訪郡富士見町富士見3681番地4コーポ夫婦石B101号室
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民、行政、民間企業による協働社会の実現を目指し、地域資源を活かした持続可能な地域づくりに関する事業を行い、地域活性化及びまちづくりの推進等に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本ダボス会議
- 3 代表者の氏名  
奥島 孝康
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市菅平高原1223番地3930
- 5 定款に記載された目的

この法人は、菅平高原の潜在能力の開発と、より一層の活性化および発展のための施策を提言し、その実現を支援することを目的とする。

県民協働課